

高島市立公民館公衆無線LAN利用規約

(趣旨)

第1条 本規約は、高島市立公民館（以下「公民館」という。）が、公民館利用者に対する利便性の向上および講座等における活用を目的に提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下「サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 サービスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、公民館利用者とし、高島市立公民館の管理および設置に関する条例（今津公民館利用者については高島市市民交流施設の設置および管理に関する条例を、新旭公民館利用者については高島市観光物産プラザの設置および管理に関する条例を含む。）、その他関係法令の遵守および本規約に同意した者とする。

(サービスの内容)

第3条 利用者は、サービスを利用してインターネットに接続することができる。

2 サービスの利用料金は、無料とする。

(サービスの利用)

第4条 利用者は、サービスを利用するために必要な通信機器（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等）等を自己の責任と負担において準備するものとする。

2 サービスを利用するための通信機器の設定および操作は、利用者が行うものとする。

3 利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用しなければならない。

(利用の記録)

第5条 公民館は、サービスの適切な運用を図るため、利用者のアクセスログの閲覧等の必要な情報管理を行うものとする。

2 公民館は、前項により取得した情報をサービスの利用状況調査や保守管理等のために利用することができるものとする。

(禁止事項)

第6条 利用者は、法令等に定めるもののほか、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 第三者のプライバシー、著作権、その他の権利または法律上保護すべき利益を侵害する行為または侵害するおそれのある行為

(2) 前号に掲げる場合のほか、本市もしくは第三者に不利益や損害を与える行為または与えるおそれのある行為

(3) 第三者を誹謗中傷する行為

(4) 公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為または公序良俗に反する情報を提供する行為

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められる行為

- (6) ユーザIDおよびパスワードを不正に使用する行為
- (7) その他法令に違反する行為または違反するおそれのある行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、サービスの運用管理に支障があると認められる行為

- 2 利用者が、前項各号に掲げる行為によって他者に損害を生じさせた場合は、当該行為を行った者の責任と費用負担により解決するものとし、公民館は一切の責任を負わないものとする。

(利用の中止)

第7条 公民館は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく利用者の利用を中止することができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行ったとき。
- (2) 本規約に違反したとき。
- (3) 施設管理上、施設管理者が必要と認める措置に従わないとき。

(運用の停止要件)

第8条 公民館は、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービスの運用を停止できるものとする。

- (1) サービスのシステムもしくは機器の保守または施設の工事等を行うとき。
- (2) 紛争、暴動、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、サービスの運用を通常どおり行うことができないとき。
- (3) サービスに係るネットワークの障害、機器の故障、その他やむを得ない事情があるとき。
- (4) その他一時的なサービスの中断が必要と判断したとき。

- 2 公民館は、サービスの運用の停止により、利用者または第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第9条 公民館は、利用者がサービスを通じて得る情報について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 公民館は、サービスの提供に際し、利用者の通信機器がコンピューターウイルス感染等による被害、データの破損、漏えい、その他サービスに関連して発生した利用者の損害について、一切の責任を負わないものとする。

- 3 公民館は、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとし、一切の責任を負わないものとする。

- 4 公民館は、利用者がサービスに接続しようとする通信機器の構成、設定等その他の理由によりサービスが利用できない場合があっても、一切の責任を負わないものとする。

- 5 公民館は、利用者がサービスを利用したことにより、他者との間に生じた紛

争等について、一切の責任を負わないものとする。

（本規約の変更等）

第10条 公民館は、利用者に予告することなく、本規約の変更およびサービスの全部または一部を廃止することができるものとする。

付 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。